

地球温暖化防止

エコラム ECO-LUMN

Vol.181

環境保全課 ☎ (29) 5100

建築物省エネ法から考える住宅の温暖化対策

国は住宅や建築物における地球温暖化対策として、2030年までにCO₂の排出量を50%削減することとされています。その目標実現のため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下建築物省エネ法）の改正が審議されており、対策の強化が進められています。そこで今回は住宅の温暖化対策について考えてみましょう。

建築物省エネ法での住宅の省エネ性能の評価には、窓や外壁などの断熱性能を基準とする外皮基準と、空調や給湯設備などのエネルギー消費量を合算したものから、太陽光発電などの再生可能エネルギーを差し引いて計算する一次エネルギー消費量基準があります。



住宅の省エネ性能向上には断熱材や太陽光発電の導入などがある

基準には結露防止対策として断熱材を使用する場合、防湿層を設ける必要があるなど細かく定められており、国はさまざまな基準を満たす省エネ性能が向上した新築住宅の推進や既存住宅の断熱改修の推進などを目標としています。そのため住宅の断熱改修工事や高効率給湯機・高断熱浴槽などの設置工事、省エネ住宅の新築に対する国の補助制度など支援措置も多く用意されています。

地球温暖化防止への取り組みは、一人一人ができることから始めることが大切です。まずは身の回りにある制度などを知っておくことも温暖化対策の一步になるのではないのでしょうか。

ごみ

ちょっと気にして、
もっと気にして！

環境事業課 ☎ (31) 5304

環境事業所 ☎ (31) 7710

総合支所

不法投棄は違法行為です！

山林や河川、道路、他人の所有地などに廃棄物を投棄する不法投棄が後を絶ちません。「少しくらいなら」「処分費用がもったいないから」などの理由で不法投棄を行う人がいますが、この行為は法律で禁止されており罰則もあります。市では6月を「不法投棄防止対策強化月間」とし、不法投棄の未然防止や早期是正に努めています。

私たちのまちを不法投棄のない美しいまちにするために皆さんのご協力をお願いします。
不法投棄を見掛けたら

○不法投棄ホットライン ☎ 0120(538)710

○一般廃棄物環境事業所 ☎ (31) 7710

○産業廃棄物岩国健康福祉センター

☎ (29) 1524



岩国市の不法投棄回収実績

令和3年度に不法投棄ごみ 860kg、家電製品 31台を回収しました。不法投棄をなくすためにご協力をお願いいたします。



山林に不法投棄された家庭ごみ